

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
7月14日
(火曜日)

目次

- 告示
平成二十七年地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(政策企画課)……………一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
- 公告
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(団体指導室)……………二
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………三
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………三
県営黒瀉地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………四
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………四
- 教委規則
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………四

山口県告示第二百四十九号

平成二十七年地籍調査事業計画に関する告示(平成二十七年山口県告示第百五十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

二 調査地域中「下関市」の下に「彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島角倉町二丁目、彦島田の首町二丁目、」を、「彦島

福浦町二丁目」の下に「彦島福浦町三丁目」を、「菊川町大字田部」の下に「豊田町大字今出」を、「豊田町大字大河内」の下に「豊北町大字北宇賀」を加える。

山口県告示第二百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年七月十四日から同年八月三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 徳山積水工業株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 徳山積水工業株式会社
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (m^3 /時) 力	予 定 年 月 日	予 定 年 月 日	間 隔 時 間	一 日 当 た の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要
三三一一八	七	平成二七、 八、一〇	平成二七、 一〇、一〇	平成二七、 一〇、一一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三三一一八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機をいう。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
小畑区域 仙崎区域		総トン数十トン以上の漁船により、底びき網を使用し て営む漁業	総トン数十トン以上百トン未満の漁船により、底びき 網を使用して営む漁業



(二〇八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十七年七月十四日から同年十一月十六日まで、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 明屋書店MEGA大内店
所在地 山口市大内御堀一六八の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社明屋書店 愛媛県松山市湊町四丁目一の一九 小島 俊一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社明屋書店	株式会社山口明屋書店	株式会社明屋書店

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	愛媛県松山市湊町四丁目一の一九
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	小島 俊一

四 届出年月日

平成二十七年六月三十日

五 変更年月日

平成二十六年七月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 明屋書店MEGA大内店
所在地 山口市大内御堀一六八の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社明屋書店 愛媛県松山市湊町四丁目一の一九 小島 俊一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	株式会社ゲオホールディングス
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	名古屋市中区富士見町八番八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	遠藤 結蔵

四 届出年月日

平成二十七年六月三十日

五 変更年月日

平成二十七年七月十八日

(二〇九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年七月十四日から同年十一月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 明屋書店MEGA大内店

所在地 山口市大内御堀一六八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社明屋書店 愛媛県松山市湊町四丁目一九 小島 俊一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後一〇時三〇分	午後二時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前七時三〇分から午後一時まで	午前零時から午後二時まで

四 届出年月日

平成二十七年六月三十日

五 変更年月日

平成二十七年七月十八日

(二一〇) 県営黒瀧地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営黒瀧地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営黒瀧地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年七月十五日から同年八月三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二一一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字坂ノ下吉ノ割

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県大竹市小方一丁目一九番一三号

株式会社アクセス



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十四号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立萩高等学校の項を次のように改める。

山口県立萩高等学校	萩 市	本校	普通科	3	1/20									奈古分校は、平成28年度から生徒募集を行う。
		奈古分校	理数科 総合学科	3	30									
				3	40									

附 則

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。

平成二十七年七月十四日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁